令和5年5月11日 世田谷総合支所 地域行政部

世田谷区民会館別館の移転に伴う世田谷区立区民会館条例の一部改正について

#### (付議の要旨)

世田谷区民会館別館「三茶しゃれなあどホール」の昭和信用金庫三軒茶屋支店ビルへの移転に関し、施設規模等の変更に伴い利用料金等を改定する必要があることから、世田谷区立区民会館条例の一部を改正する。

#### 1 主旨

世田谷区民会館別館「三茶しゃれなあどホール」は、令和6年6月に昭和信用金庫三軒茶屋支店ビルに移転する予定である。移転後の施設開設に向けて、施設規模等の変更に伴い利用料金等を改定する必要があることから、世田谷区立区民会館条例の一部を改正する。

#### 2 内容

- (1)以下の内容について、世田谷区立区民会館条例の一部を改正する。
  - ①所在地の変更

現 行:世田谷区太子堂二丁目16番7号

移転後:世田谷区三軒茶屋一丁目41番10号

②利用料金の改定

第1~第3集会室の各室規模の変更及び第4集会室を新設するため、現施設の平 米単価を基に算定した金額により利用料金を改定する。詳細は別紙1のとおり。

- (2)新施設での開設準備に要する期間を考慮し、移転開設時期は令和6年6月とする。 そのため、新施設の一般利用申込受付を6か月前の令和5年12月から開始する。
- (3) 現在の指定管理者(株式会社世田谷サービス公社)は、指定期間が令和3年度から令和7年度までのため、移転後も継続して管理運営を行う。
- 3 今後のスケジュール(予定)

令和5年 5月 区民生活常任委員会(条例改正案報告)

6月 第2回区議会定例会(条例改正案提案)

12月 新施設の一般利用申込受付開始(令和6年6月分)

令和6年 4月末頃 引渡し

6月 移転開設

# 世田谷区立区民会館条例の一部を改正する条例新旧対照表(改正箇所抜粋)

改正後	改正	 正前
世田谷区立区民会館条例	世田谷区立区民会館条例	
第1条~第22条・・・省略・・・	第1条~第22条 ・・・省略・・	• •
<u>附 則</u>		
(施行期日)		
1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日		
から施行する。		
<u>(1)・・・省略・・・</u>		
(2) 別表第1世田谷区立世田谷区民会館別館の項の改正規定及び別		
表第4の2世田谷区立世田谷区民会館別館の部の改正規定 規則		
<u>で定める日</u>		
(経過措置)		
<u>2~3 ・・・省略・・・</u>		
(準備行為)		
<u>4~5 ・・・省略・・・</u>		
6 世田谷区立世田谷区民会館別館の施設の使用(附則第1項第2号		
に定める日以後の使用に限る。)の承認を受けようとする者は、同日	-	
前においても、改正後の条例の規定の例により、その承認に係る申請	-	
<u>を行うことができる。</u>		
7 区長は、前項の申請があった場合には、附則第1項第2号に定め		
<u>る日前においても、改正後の条例の規定の例により、その承認をする</u>		
<u>ことができる。</u>		
別表第1(第2条関係)	別表第1(第2条関係)	
名称 位置	名称	位置
世田谷区立世田谷区民会館 東京都世田谷区世田谷四丁目21	世田谷区立世田谷区民会館	東京都世田谷区世田谷四丁目
番27号		21番27号

	改正	
同	世田谷区民会館別館	東京都世田谷区三軒茶屋一丁目
		41番10号
同	北沢区民会館	東京都世田谷区北沢二丁目8番
		18号
同	北沢区民会館別館	東京都世田谷区松原六丁目4番
		1号
同	玉川区民会館	東京都世田谷区等々力三丁目4
		番 1 号
同	玉川区民会館別館	東京都世田谷区上用賀五丁目14
		番 1102号
同	砧区民会館	東京都世田谷区成城六丁目2番
		1号
同	烏山区民会館	東京都世田谷区南烏山六丁目2
		番19号

別表第2~別表第4・・・省略・・・

#### 別表第4の2 (第20条関係)

		午前	午後	夜	間	全	: 目
		午前9時	午後1時	午後5時	午後5時	午前9時	午前9時
		から正午	から午後	30分から	30分から	から午後	から午後
Ø	種	まで	4 時30分	午後10時	午後11時	10時まで	11時まで
名称	性別		まで(備	まで	まで		
小小	力リ		考第1号				
			の規定に				
			より使用				
			時間の単				

改正前 世田谷区民会館別館東京都世田谷区太子堂二丁目 16番7号 北沢区民会館 東京都世田谷区北沢二丁目8 番18号 北沢区民会館別館 東京都世田谷区松原六丁目4 番1号 東京都世田谷区等々力三丁目 玉川区民会館 4番1号 玉川区民会館別館 東京都世田谷区上用賀五丁目 同 14番1-102号 同 砧区民会館 東京都世田谷区成城六丁目2 番1号 同 烏山区民会館 東京都世田谷区南烏山六丁目 2番19号

別表第2~別表第4・・・省略・・・

### 別表第4の2 (第20条関係)

		午前	午後	夜	間	全	日
		午前9時	午後1時	午後5時	午後5時	午前9時	午前9時
		から正午	から午後	30分から	30分から	から午後	から午後
名	種	まで	4 時30分	午後10時	午後11時	10時まで	11時まで
和称	別		まで(備	まで	まで		
4/1/	נינג		考第1号				
			の規定に				
			より使用				
			時間の単				

【別紙1】

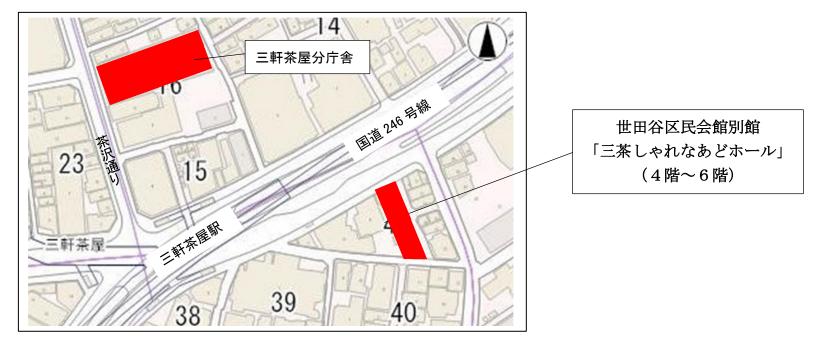
																											人们和人
						1	(正後					1		ļ.,						改	正前	İ	-				
	位を定め												位を	定め													
	た施設													た施	設												
				は、	正午													は、	正午								
					午後													から									
					30分														30分								
				まで														まで									
		平	日曜			平日	日曜	平日	日曜	平日	日曜	平日	日曜			平日	日曜			平日	日曜	平日	日曜	平日	日曜	平日	日曜
			日、	. [	目、		日、		日、		日、		日、				日、		月、		日、		日、	' -	日、		日、
		Н	ı、 土曜		土曜		土曜		土曜		土曜		土曜				土曜		土曜		ı、 土曜		土曜		土曜		土曜
			上曜日及		日及		日及		日及		日及		日及				上曜日及		上唯 日及		上曜日及		上曜日及		日及		上曜日及
			ロ及び休		び休		び休		び休		び休		び休				ロ及び休		び休		ロ及び休		び休		び休		び休
111 64	·£.a		日		日		日		日		日		日		Entra		日		日		日		日		日		日
世第															第												ļ
田 1		9, 2	11.0	14.0	16.7	23, 3	27. 9	27. 9	33, 3	37, 4	44, 7	41.9	50, 15	田田	1	12, 5	15, 0	18.8	22, 5	31, 4	37. 7	37, 6	45, 0	50, 3	60. 3	56, 4	67. 6
谷第	E	<u>90</u>			90円									谷	集								40円				
谷第区会立	<u> </u>	<u>円</u>	10  1	0013	0013	0013	0013	2013	0013	1013	0013	. 0   3	013	区	会	2013	2013	. 0   3	0013	0013	0013	0013	1013	0011	1013	0013	0013
														立	室												
世第	育													世	第												
田 2	2	3, 5	4 10	F 94	I C 27	0 07	110 0	10 5	10 0	14 0	16 0	15 0	10 02	田	2	0.71	0 14	1 1 1	4 00	c oc	0 15	0 15	0.70	11 0	12 0	10 0	14 5
田 2 谷 第	售	30											19, 03	谷	集								9, 72				
区会	<u>&gt;</u>	円	0円	0円	0円	0円	20円	90円	60円	10円	90円	30円	0円	区	会	0円	0円	0円	0円	0円	<u>0円</u>	0円	0円	10円	10円	90円	80円
区会民	Ē													民	室												
会第	育													会	第												
		2, 9												館	3												
別身		20 20											15, 76	別	集								8, 29				
館会	₹ 21 21	<u>20</u> 円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	80円	70円	80円	90円	0円	館	亲会	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	90円	80円	80円
当	<u>→</u>	<u>17</u>												自為	云室												
主	E.														主												

5

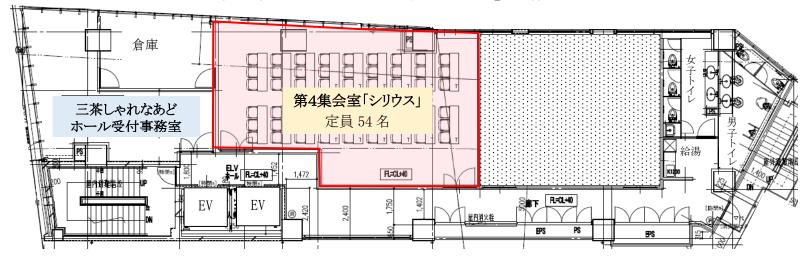
【別紙1】

改正後	改正前										
第 4,866,197,4010,312,312,214,716,419,718,422,10 集 90 日 日 回 四 回 四											
別表第4の3・・・省略・・・	 別表第4の3 ・・・省略・・・										

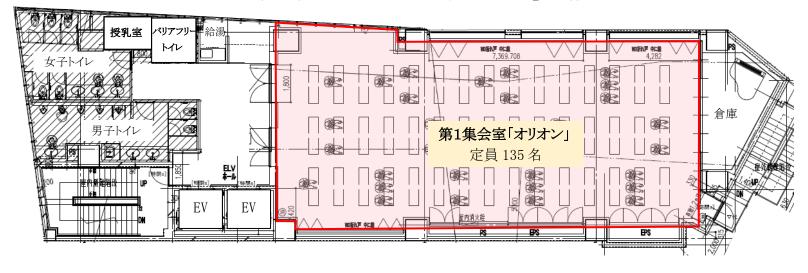
### 世田谷区民会館別館「三茶しゃれなあどホール」位置図



### 世田谷区民会館別館「三茶しゃれなあどホール」4階平面図



# 世田谷区民会館別館「三茶しゃれなあどホール」 5階平面図



## 世田谷区民会館別館「三茶しゃれなあどホール」6階平面図

